

マンホールポンプ施設等維持管理業務仕様書

本仕様書は、マンホールポンプ等の維持管理業務にあたり、その要綱の基本を定めるものである。

I. 基本事項

(1) 業務時間

業務時間については、保守点検業務については、午前9時から午後5時までとし、点検は、年2回とし、下茶屋、長宝寺、梅が枝MPについては年6回とする。
なお、私部南、松塚貯留槽は年1回とする。

異常時については、上記時間外作業を行わなければならない。

(2) 安全の措置

道路使用については、保安対策図を作成し、受託者が申請すること。

(3) 業務従事者等

1) 業務責任者

受託者は、機器・電気設備の保守若しくは同等の経験及び下水処理運転の経験を有する者の中から、本業務の責任者を定めなければならない。

2) 服 装

業務に即応して機敏な行動と安全が確保でき、不快感を与えない服装とする。(必要に応じて、ヘルメット・保安靴・安全帯等の着用を行うこと。)

(4) 法令上の措置

受託者は、労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法とその他関係法令等を遵守し、業務を遂行するものとする。

(5) 安全衛生上の措置

1) 受託者は業務遂行にあたり、業務従事者の機敏な判断を要する業務もあることから、これらに対応できる心身健全な者を配置する。

2) 受託者は、新たに業務従事者を雇い入れた時は、就業にあたって安全衛生教育を行うものとする。

3) 受託者は、作業を行う時の安全衛生上の措置を行うものとする。

(6) 賠償責任

受託者は、設備機器の誤操作等により損害を与えた場合は、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかに職員にその旨を報告し、その損害を負担するものとする。

(7) 提出書類

受託者は、業務に際して、業務実施計画書、業務組織緊急連絡体制表、業務従事者の名簿等を作成し提出するものとし、業務従事者のうち1名を業務責任者に選任し、業務責任者届を提出するものとする。

(8) 必要資格

- 1) 下水道処理施設維持管理業者登録
- 2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者

II (マンホールポンプ施設 市内15箇所)

1. 設備等

受託者は、施設の諸設備及び次の各号の機器並びに装置を保守管理するものとする。

- (1) 汚水ポンプ (水中ポンプ2台/箇所)
- (2) 操作盤
- (3) 異常通報装置
- (4) ピット (マンホール)

2. 業務の内容

管理業務の内容は、下記のとおりとする。

区 分	保守点検作業内容	
点検内容	目視作業	機器及び全体の外観を目視し、損傷、亀裂、漏れ、錆び及び臭気、音により正常か否かを判断する。 例：油漏れ、軸受けの異音、摩耗、ボルトのゆるみ等
	触感作業	機器に手を触れ、振動、温度等より正常か否かを判断する。 例：振動等
	確認作業	各機器の圧力、温度、流量、電流等、計器の指示値を読み正常か否かを判断する。 例：電流、電圧、電力、吐出圧、吐出量、回転速度等計器の値を読み取り、正常か否かを判断する。
	測定作業	各機器の摩耗状態及び作動が、正常か否か測定計器（温度計、振動計、回転計等）を使用して調べる。 例：振動測定、絶縁抵抗測定等
	調整作業	機器の正常状態からずれを補正するために行う作業 例：計器の零点調整等
	記録作業	点検結果を所定の用紙に記録する作業
	清 掃	ピット (マンホール) 内のスカム・汚物等の状態確認及び除去等・施設回りの除草及び清掃
そ の 他	機器の清掃、塗装 機器・揚水ポンプの修理 (材料支給) なお、揚水ポンプのオーバーホールは含みません 揚水ポンプのオイル交換 (年1回) 機器・電気等の異常時の応急処置等 マンホールポンプ内の汚泥処分 (点検後に汚泥の堆積がある場合のみ)	

3. 定期点検表の提出義務

受託者は、前項の業務を行うにあたり、定期点検表を作成し、毎月甲の担当者に翌月始めに遅滞なく提出しなければならない。

4. 機器・電気等の異常時の応急処置等

受託者は、交野市から指示を受けた場合は、1時間以内に通報場所に到着し異常個所の復旧を図り、異常内容等を職員に報告するものとする。

また、機器・揚水ポンプの不良個所の交換が必要な場合については、不良個所の交換部品を書面にて交野市下水道課に報告し(ただし、緊急の場合については口頭とし後日書面を提出すること)交野市下水道課から受託者に対して、必要な交換部品を支給し受託者が修理を行うものとする。

ただし、揚水ポンプのオーバーホールが必要な場合については、交野市下水道課が行うものとする。

5. 事故対策

受託者は、事故発生等緊急時に備え、常に万全の対策をたてておくものとする。また、事故が発生した場合、速やかに応急措置を講じるとともに職員に届け出てその指示に従うものとする。

6. 作業環境測定

受託者は、マンホールポンプの清掃を行う時には必ず環境測定機器により(酸素・硫化水素・可燃性ガス等)測定を行うものとする。

Ⅲ (松塚貯留槽運転管理)

受託者は、大雨時において職員が指示した場合については、時間にかかわらず即時貯留槽の運転を行うものとする。貯留後の排出については職員の指示により行う。(ただし、流入出中は常駐すること)

(1) 設 備 貯留槽 (2500m³)

Ⅳ (星田ポンプ場)

1. 業務内容

- ・星田ポンプ場内の保安及び警備業務
- ・清掃作業 (場内の落ち葉及び除草作業等)
- ・場内樹木の管理作業等

2. 業務時間

- ・週2回とし、作業時間については、1時間程度

V（伏越し部清掃業務）

1. 業務内容

公共下水道管伏越し部汚泥処分業務

下記10箇所（別紙地図参照）の伏越し部の清掃・汚泥の運搬・処分

- (1) 倉治6丁目
- (2) 私部6丁目
- (3) 私部1丁目
- (4) 向井田1丁目1番
- (5) 私部4丁目28番
- (6) 幾野2丁目
- (7) 倉治3丁目
- (8) 私部4丁目23番
- (9) 私部8丁目
- (10) 郡津4丁目

2. 業務実施月

私部6丁目・4丁目23・28番については毎月行うこと。

上記以外の箇所は4か月に1回行うこと。ただし、甲の担当員より変更等の指示があった場合にはこれに従うこと。

3. 提出書類

業務完了報告書及び写真

4. 注意事項

業務にあつては、通行車両及び通行人等には、万全の注意及び安全の確保を図ること。